

断固拒否 えせ同和行為

～正しい知識で毅然とした対応～



岐阜県

目 次

えせ同和行為とは	1
行政とえせ同和行為	3
企業とえせ同和行為	4
対応の心得	
1 基本的姿勢	5
2 組織としての対応	8
3 直接対応する担当者として	10
4 こんなことにご注意を！	13
警察・弁護士からのアドバイス	15
えせ同和行為の実態	19
対応事例集	
1 図書などの購入の強要に対して	21
2 下請けへの参加の強要に対して	26
3 寄付金・賛助金の強要に対して	26
4 研修会への参加の強要に対して	26
5 代理人と称して介入してきた	27
6 官公署の影響力が利用された場合の対応	27
7 その他の対応事例	28
困ったときは、ここに相談を	31



えせ同和行為とは



「えせ同和行為」とは、同和の名を騙り、同和問題の解決を口実にして相手方を威圧・脅迫しながら、不当な利益や義務のないことを要求する行為で、その目的は最終的には金銭を得ることです。それには「同和は怖い、関わりたくない」といった同和問題に対する誤った意識が、巧みに利用されています。また、同和問題に関する知識不足につけ込み、言いがかりを付けられることもあり、普段から同和問題に対する正しい理解を深めることが大切です。

最近では、暴力団等の反社会的勢力が、同和の名を騙るなど社会運動を仮装、標ぼうし、企業や行政などに対し、恐喝、強要、利益受供与等により不法な利益を獲得しようとしています。

これに対し、政府は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして平成19年6月19日に公表しました（4頁参照）。このような状況の中、私たちは、反社会的勢力の行為の一つとして「えせ同和行為」を排除していく必要があります。

※ 反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。「反社会的勢力」をとらえる際には、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求要件にも着目する。

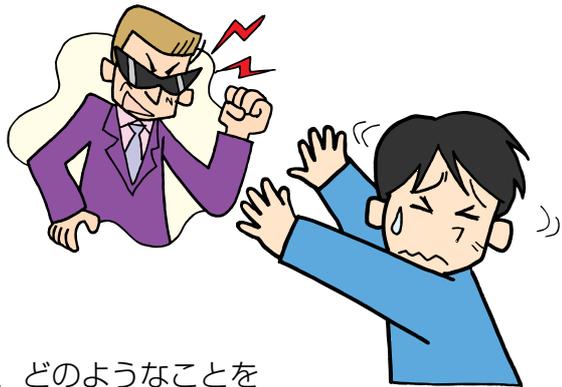


○怖いと思うことが

相手が「同和〇〇」と名乗り、そのことで身構えたり、恐怖心を抱く必要はありません。相手からすれば、ただ名乗っただけですので、それだけで身構えたり、怖がるまさか相手の思う壺で、このことをえせ同和行為者は巧みに利用しています。

相手が、どのような組織に所属していても、どのようなことを理由にしても、「正しいこと」は「正しい」、「不当なこと」は「不当」と判断すれば良いのです。応ずることのできない要求を断ることは当然のことであって、特別視する必要もなければ、怖がる必要もありません。

えせ同和行為が、同和問題は「怖い、関わり合いたくない」といった誤った意識を再生産しているとも言えます。



○なぜ、えせ同和行為は横行するのか

横行する理由として、えせ同和行為を受けた人が同和問題に関する正しい理解を欠いていたり、同和問題は怖い問題であるという誤った意識を持っていたり、厄介な問題を安易に金銭で片づけようとする事なかれ主義の体質が関係しているものと思われます。

また、えせ同和行為者は暴力団と密接な関係があると言われており、表社会での活動を多様化する暴力団が、資金獲得のために前述の同和問題に対する誤った意識や体質に乗じて「えせ同和行為」として活動することが多いと考えられます。

※ 警察庁が平成19年2月に行った「建設業における暴力団等の資金獲得活動の実態に関するアンケート調査（暴力団対策法に定める不当要求防止責任者を選任した建設業者3,000社が対象）」によると、**不当要求行為者の70%が「同和等の社会運動団体に所属すると名乗った」と回答しています**（20頁参照）。

○同和問題を正しく理解してください

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別に基づく、日本固有の人権問題であり、今もなお、偏見や差別により就職や結婚などで解決されていない問題が残されています。

同和問題に対する誤解や偏見が、世代を超えて継承されており、昔からの迷信や非合理的な考えを見直し、差別のない社会を作る必要があります。そのためにも、「えせ同和行為」は絶対に許してはいけません。

なお、同和問題の解決のために真摯に活動している人たちもいます。この人たちとえせ同和を行う者と混同しないでください。排除すべきは「同和」の名のもとで行われる「えせ同和行為」です。

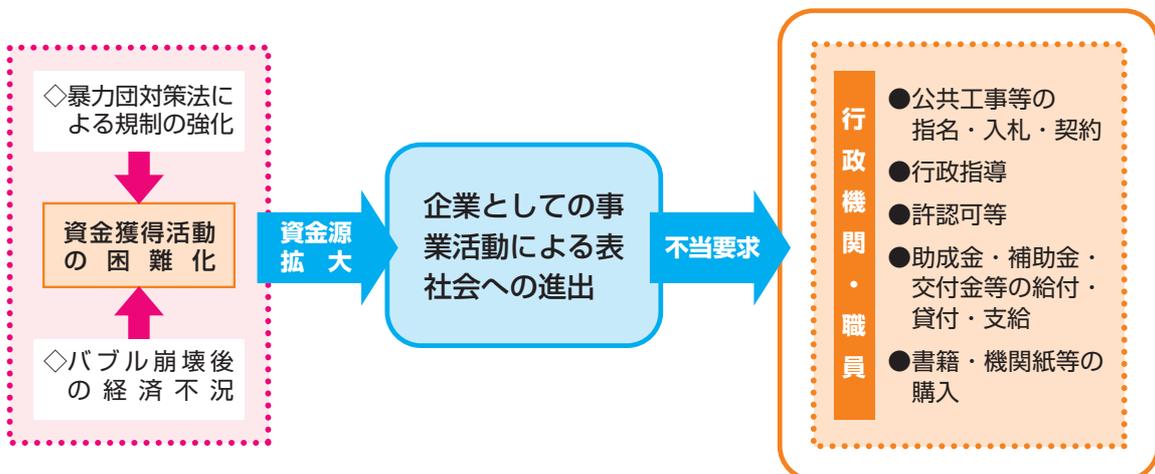


行政とえせ同和行為

不当な利益や義務のないことを要求する行為は、行政機関に対しても行われます。その行為の中でも、行政機関が持つ許認可、指導監督等の権限を自己または第三者の有利になるよう行使することを要求することは、行政機関のみに対して行われるもので、このような要求を受け入れることは、公正、公平であるべき行政の権限行使を歪めるものであり、行政への信頼を損なうものです。



また、前述のとおり、えせ同和行為は、暴力団と密接な関係があると言われており、暴力団は資金獲得活動の拡大のため、表社会の事業活動に積極的に進出するようになり、事業等に参入するための許認可や公共工事への不当介入（現場管理上の問題に起因した言いがかり、特定業者の下請工事参入や資材等納入の強要等）、補助金等の交付、機関紙等の購読を要求するなど、動きを強めていると言われています。



企業とえせ同和行為

企業におけるコンプライアンスが重視され、企業活動そのものに廉潔性、透明性が求められている現在、えせ同和行為者などの反社会的勢力に資金提供することは、厳しい社会的批判を受け企業の信頼が失墜し、場合によっては事業継続が困難になるおそれもあります。反社会的勢力と関係を遮断することは、コンプライアンスだけではなく、企業のリスク管理の観点からも極めて重要です。

企業が知らずにえせ同和行為者などの反社会的勢力と関係を持ち、経済取引により結果的に資金を提供してしまうことを考えると、反社会的勢力との関係を遮断するために企業内での規則や体制を整備するとともに、取引活動から反社会的勢力を排除する仕組みづくりが求められています。

政府は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的対応について取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして平成19年6月19日に公表しました。これを受けて、証券取引業界、銀行業界をはじめ、各業界において反社会的勢力介入排除対策協議会が立ち上げられ、就業規則、契約約款の反社会的勢力排除条項の導入など取組みがスタートしています。

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（概要）

<背景>

- 近年における暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、企業は、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性がある。
- 反社会的勢力の排除は、企業にとって、社会的責任の観点から必要であり、コンプライアンスそのものであるとも言える。
- 反社会的勢力は、従業員等を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

2 基本原則に基づく対応

- (1)反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方
反社会的勢力による不当要求に対する上記1の基本原則に基づいた対応等を列挙。
- (2)平素からの対応
代表取締役等の経営トップが上記(1)の内容を宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備を行うこと等、平素から実施すべき事項を列挙。
- (3)有事の対応（不当要求への対応）
反社会的勢力からの不当要求がなされた場合に組織全体で対応すること等、有事に実施すべき事項を列挙。

3 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係

会社法上の大会社等の取締役会は、内部統制システムの整備を決定する義務を負い、また、ある程度以上の株式会社の取締役は、善管注意義務として、内部統制システムを構築し、運用する義務があると解されている。反社会的勢力による不当要求には、従業員等を対象とするものが含まれ、それが不祥事を理由とする場合には、事案を隠ぺいしようとする力が働きかねない。よって、反社会的勢力による被害の防止は、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。

※詳しくは、犯罪対策閣僚会議のホームページをご覧ください。

対応の心得

1 基本的姿勢

1 断固として拒否する

不当な要求や違法な行為、応ずることのできない要求を断ることは当然のことである、特別視する必要もなければ、怖がる必要もありません。



2 安易な妥協をしない

えせ同和行為者は、強い者には弱く、弱い者には強いものです。苦し紛れに安易に妥協してしまうとさらに要求がエスカレートし、それを断るには、今まで以上のより多くの力を必要とします。最初から一貫して毅然とした対応をすることが、問題解決の近道です。

また、えせ同和行為者は、刑事事件にされないよう金銭の要求は直接的に表現せず、「誠意をみせろ」とか「善処しろ」とか言うことがあります。「1度ぐらいは良いかな」と金銭を支払うと、次も要求されます。また、要求に応じたという情報が流れ、他の不当要求行為者の標的にされることもあります。

3 恐怖心・先入観を持たない

えせ同和行為者は、「同和」という言葉を出すことで、私たちの誤った意識による恐怖心・先入観を巧みに利用してきます。それが相手のねらいなのです。

相手は、その行為が刑事事件になることを恐れています。言葉や態度で威圧してきても実際に暴力を振るうことは、まずありません。ただし、相手は脅しのプロですので侮ってもいけません。

不要なトラブルを避け、受傷事故を防ぐ、また、事態の長期化を避けるためにも、警察への通報や各相談窓口への相談等（31頁参照）による関係機関との連携を図ることも大切です。

相手の要求に屈し、途方に暮れてから相談に駆け込んでも、それでは遅きに失します。相談は早ければ早いほど有効で、良い結果が得られます。早期の通報、早期の相談を心がけてください。

なお、緊急を要する場合は、躊躇することなく、警察へ通報し、必要であれば弁護士へ相談してください。

※最近、「同和」ではなく「人権」や「他の人権問題」を名乗ることもあります。



4 冷静かつ毅然とした態度

えせ同和行為者への対応時に、関係法令や国連の人権宣言などを知っているかと質問されたり、企業内研修の開催など組織としての同和问题への取り組みを非難されたりすることがあります。そのようなとき、即答できなくても毅然とした態度で対応することが大切です。

また、日頃から、県の啓発資料を読んだり、県人権啓発センターの出前講座などを利用して企業として研修会等を開催し、同和问题への理解を深めてください。

なお、対応内容が「差別だ」と言われることもあります。このような場合は、相手方に「法務局に申し出て、それが差別や人権侵犯になるか、そして今後どうすべきかについては、法務局の判断に委ねたい」と伝え、速やかに法務局と相談するなどして態勢を整えてください。

また相手の要求内容を取り違えると、適切な対応をとれなくなる原因となります。相手が求めている内容が何であるかを的確に把握することが大切です。



2 組織としての対応

1 組織全体で取り組む

担当者の判断で要求を拒否することは、負担を伴います。担当者だけを孤立させることなく、組織全体で対応することが重要です。組織全体で取り組み、担当者だけに責任を押しつけるようなことの無いようにしてください。

誰が対応しても同じ対応となるように、組織としての対応方針を検討して直接対応する担当者をバックアップする体制を整えることが大切です。そうすることで、担当者が毅然とした対応がとれることとなります。

また、支社等で不当な要求を受けた場合は、支社長が個人的に、又は支社限りで、その要求に応ずるべきではなく、本社等に報告したり、指示を求めるなどして、組織全体として対応してください。



2 同和問題に対する理解を深める

えせ同和行為の要求の口実に、同和問題への認識不足を突かれることがあります。毅然とした態度で対処するためにも、職場などでの研修を通じて、同和問題に対する理解を深めてください。



※岐阜県では、同和問題解決のために、研修会、出前講座などの啓発活動を実施していますので、ご相談ください。(連絡先は、P31 2岐阜県 をご覧ください)

3 直接対応する担当者として

1 初期対応について



事実確認が不十分な初期の段階で幹部が対応すると、即答を迫り、有利な回答を引き出そうとするため、担当者が対応するようにします。

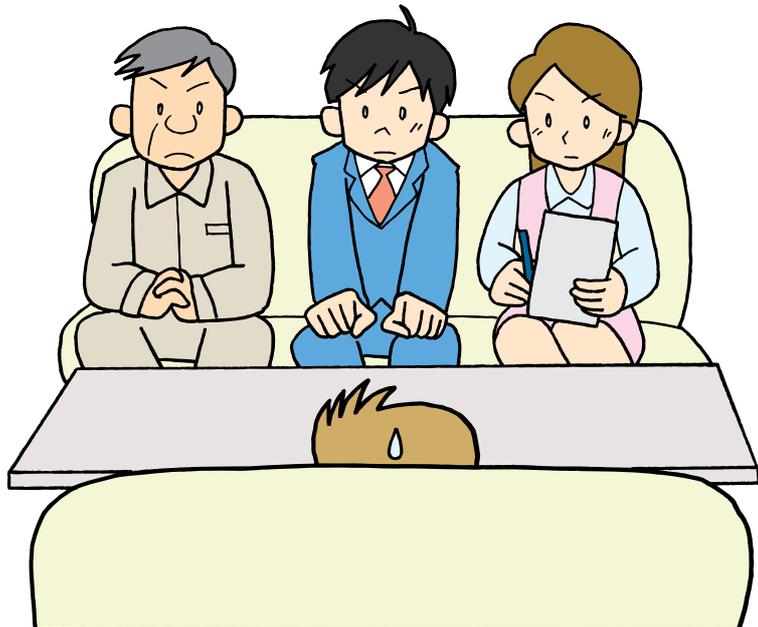
相手は、「担当者では話にならない」「責任者に代われ」「社長に会わせろ」などと要求してくることが多く、これが常套手段です。また、一度幹部を出してしまうと、次回以降の対応でも、「前は社長と話したのだから、社長を出せ。なぜ、出せない。理由を言え」などと喰ってかかれることにもなります。

「社長を出せ」と言われても、「この件は私が担当者であり、上司には後で報告することになっています」と、幹部への応答や面会をはっきり断りましょう。

なお、これを、「社長は忙しいから出られません」という理由で断ると、相手から「忙しいとは何だ。誠意がない」と逆襲されることにもなりかねません。

相手の要求内容を的確に把握するためにも、面談の際は必ず複数で対応してください。また、相手より優位に立つために、できる限り相手より多い人数で対応します。相手は、恫喝して恐怖、不安などの心理状態に追い込もうとします。脅しのプロですので、一人では勝ち目はありません。

また、状況によっては、弁護士に交渉を委ねたり、弁護士や警察官に待機してもらうことも考えてください。



2 面談場所について

相手との面談は、こちらの管理が及ぶ場所（自社応接室や会議室など）で行ってください。

相手の事務所などに出向くと

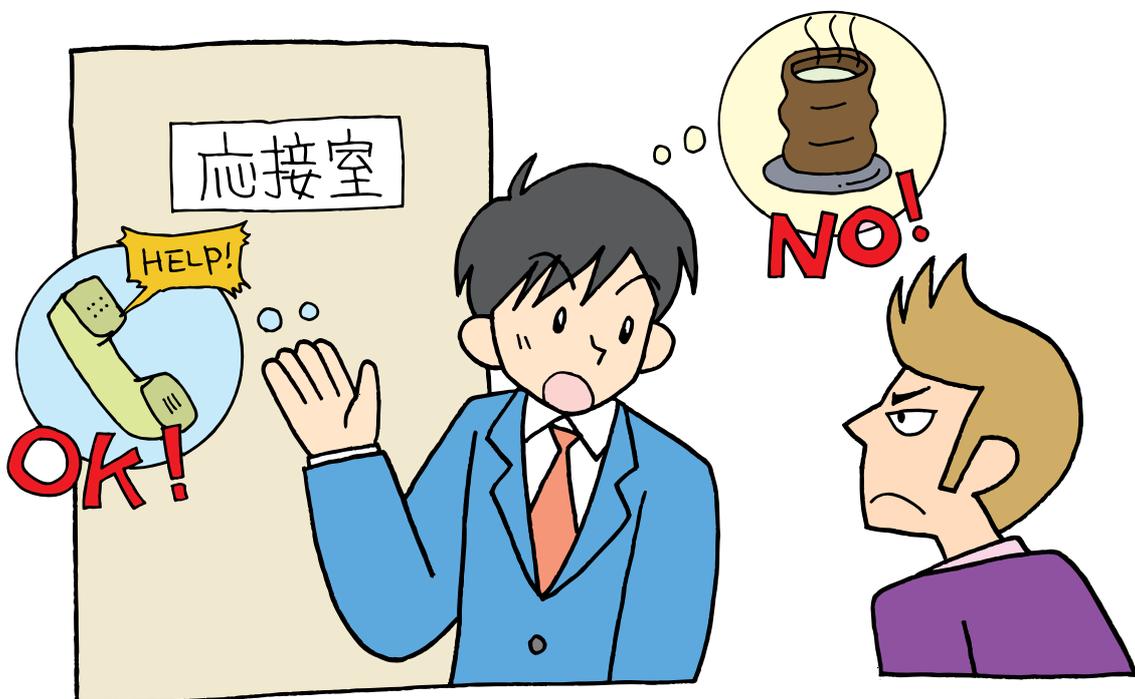
- ・あらかじめ決めておいた対応時間を超えて、延々と継続される。
- ・相手の人数や要求内容等に応じた組織的な対応ができない。
- ・脅迫や恐喝されたときに、上司の指示を仰ぐための連絡や、警察や弁護士への連絡がとれない。
- ・心理的に弱い立場に置かれる。

などにより、適切な対応ができないことがあります。

また、面談が紛糾した場合に備え、社内等での連絡体制を整えておくことも必要です。

～湯茶の接待はしない～

湯茶を出すことは、長く居座ることを容認したことにもなりかねません。また、湯飲み茶碗を投げつけるなど、脅しの道具に利用されることもあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待する必要はありません。



3 対応時間について

対応の時間が長くなればなるほど、相手のペースに巻き込まれてしまうことになりかねません。無用な論争をすることなく、対応時間は可能な限り短くすることです。

面談の際には、最初に「何時までなら話を伺います」などと伝えて、対応時間を明確に示すことも大切です。面談中に脅迫的言動・暴行等の事実（椅子や机を蹴ったり、灰皿を投げる等）があれば、それを理由に直ちに面談を打ち切り、退去を要求してください。

～退去の要求～

面談時間の経過や打ち切りにより、退去するよう告げても相手が応じないときは、毅然として退去の要求を繰り返す必要があります。

時刻を記録し、3回程度退去要求を繰り返しましょう。

それでも退去しなければ、不退去罪（刑法第130条）に該当することがありますので、「警察に連絡する」旨を告げ、警察に通報しましょう。

4 相手の氏名、内容の記録について

相手の氏名、所属する団体名、所在（場合によっては電話番号）など確認してください。これらを確認することは、相手がどこの誰であるのかを把握するために当然のことですが、そのほかにも、えせ同和行為に対し、後日、不法行為として民事的な対応をする場合、あるいは刑事事件として告発するときにも必要となります。

また、他者の代理人と称する場合は、委任状を確認し、本人との関係や委任の事実を確認してください。相手の要求内容などをよく聞き取り、趣旨や目的など正確に把握し、不明な点は聞き直します。

電話の場合でも面談の場合でも、できるだけメモや録音により、正確に記録してください。面談の場合の記録の方法としては、録音が効果的です。録音は秘匿録音ではなく、相手に録音を取ることを明確に伝えて、机上に録音機をセットするようにします。その際、相手には、「上司に内容を正確に報告するため」と言って理解を求めます。また、関連していると思われる無言電話なども、その時間、状況などを記録しておきましょう。

※相手の同意がなくても録音することは可能です（18頁参照）。



4 こんなことにご注意を！

1 軽率な言動をしない！

相手に挑発されて失言したり、言葉尻をとらえられ糾弾されたりしないようにしてください。こちらのちょっとした言動によって、相手の態度が極端に変わったり、相手を勢いづかせてしまうこともありますので、対応の際は特に次の点に注意する必要があります。

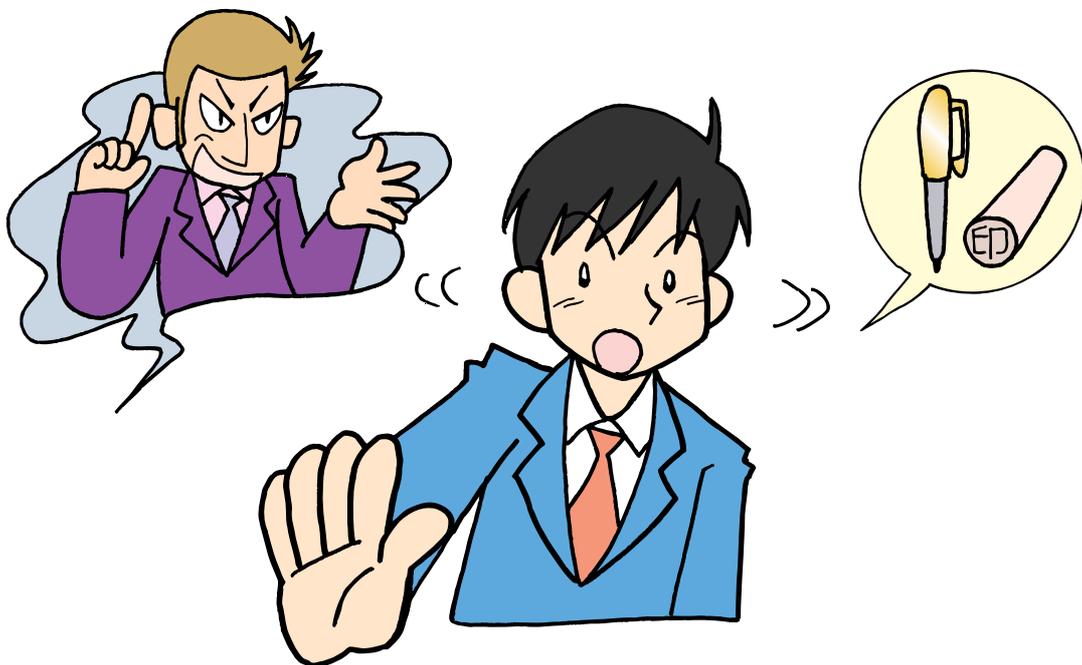
- ・突然の怒声や罵声にも、あわてずにゆっくりと考え、意識的に丁寧に話をする。例えどのような状況にあっても、乱暴な言葉を発したり、無礼な態度を見せない。
- ・相手の要求に応じるべきでないと考えたときは、「当社としては、あなた方の要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。電話を切らせていただきます（どうぞお引き取りください）」などと明確に答える。断る理由を告げる必要はない。
- ・「検討してみます」「考えてみます」というように相手に少しでも期待を抱かせる発言はしない。
- ・「いいです」「結構です」など、どちらにも取られるような返事はしない。
- ・当初の段階で「申し訳ありません」「すみません」など、こちらの非を認める発言はしない。
- ・相手が念を押してきたときは「はい」「いいえ」で答えず、当方の主張を繰り返す。
- ・誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。



2 即答や約束をしない！

相手は、当方の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考え、執拗に、その場での回答を求めてきます。明確に拒否する場合以外は、相手の要求に即答や約束をしてはいけません。

また、面談時に説明したことなどを、「一筆書け」と言われても書く必要はありません。いかなる場合でも署名、押印はしてはいけません。相手の執拗な要求に応ずる内容や謝罪などの文書を提出することにより、その場は解決したことになりますが、後日その文書を根拠として、新たな要求をされることになりかねません。



3 連絡をしない！

特別な事情がない限り、当方から相手に電話をしてはいけません。自分たちの要求に積極的な姿勢を示しているとも捉えられかねません。また、一度こちらから電話をしてしまうと、次回以降も当方からの発信を当然のこととして要求してくるなど、対応が厄介になっていくことが予想されます。

警察・弁護士からのアドバイス

1 岐阜県警察本部

～不透明化する暴力団～



不透明化

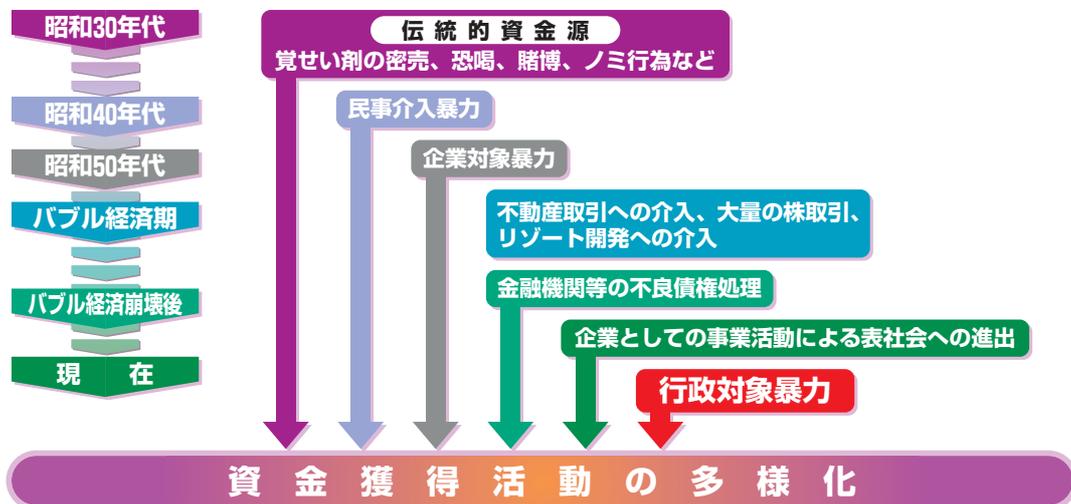
警察では、えせ同和行為は、暴力団などの反社会的勢力の活動形態の一つとして位置づけています。

暴力団対策法が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿等に構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠ぺいする傾向が強まっています。

また、活動形態においても、政治活動若しくは社会運動(えせ同和行為など)を仮装、標ぼうするなど、不透明化の傾向が一層顕著になってきています。

暴力団は、伝統的には覚せい剤の密売、恐喝等の違法行為を通じてその活動のための資金を獲得してきましたが、近年、社会経済の変化や警察の取締りを逃れるため、暴力的要求を必ずしも伴わない企業活動へ進出したり、民事介入暴力や企業対象暴力等市民の平穏な日常生活や企業の健全な経済活動に深く介入し、あるいは行政機関を対象とする違法又は不当な行為を行うなど、行政の健全性、公益性を害する行政対象暴力を敢行しています。また、最近では、その存在感を増しつつある「暴力団と共生する者」と共に、証券取引の分野にまで介入したり、民間非営利団体(NPO)を仮装し、それを隠れ蓑にして不当な要求を行うこともあります。

これらの不当要求に対処するために、行政機関では組織的な対応を図るための規則の整備が進められ、企業においては、企業倫理に基づく行動ガイドライン等が示されるようになってきました。また、平成19年6月19日には、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が取りまとめられ、反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体的な対応を取りまとめています。



このように、暴力団等反社会的勢力の排除のためには、警察が徹底した取締りを行うとともに、全ての国民が様々な立場で、その勢力を社会から排除すべきことを認識し、警察以外の関係機関や企業との連携・協力を進め、暴力団があらゆる経済活動から排除される仕組みづくりを社会全体で構築していく必要があります。

暴力団等反社会的勢力からの不当要求に遭った時は、速やかに警察に通報や暴力追放推進センターに相談し、助言や指導を受けながら対応することが早期解決に繋がります。

不当要求行為の手法と被害

暴力団は、国民の日常生活や仕事に対して様々な名目で不当要求行為による資金獲得を行うべく、平素から不当要求行為を行う端緒となる情報を入手しようとして、個人や企業に関する事故、法令違反、スキャンダル等に注意を払っている。そして、何らかの情報を入手すると、情報の確度、関係者の詳細、関連する法律や専門知識等を調査・確認するといった準備を行った上で、機関紙購読、下請参入、口止め等の名目を使い分けて接触を試みる。

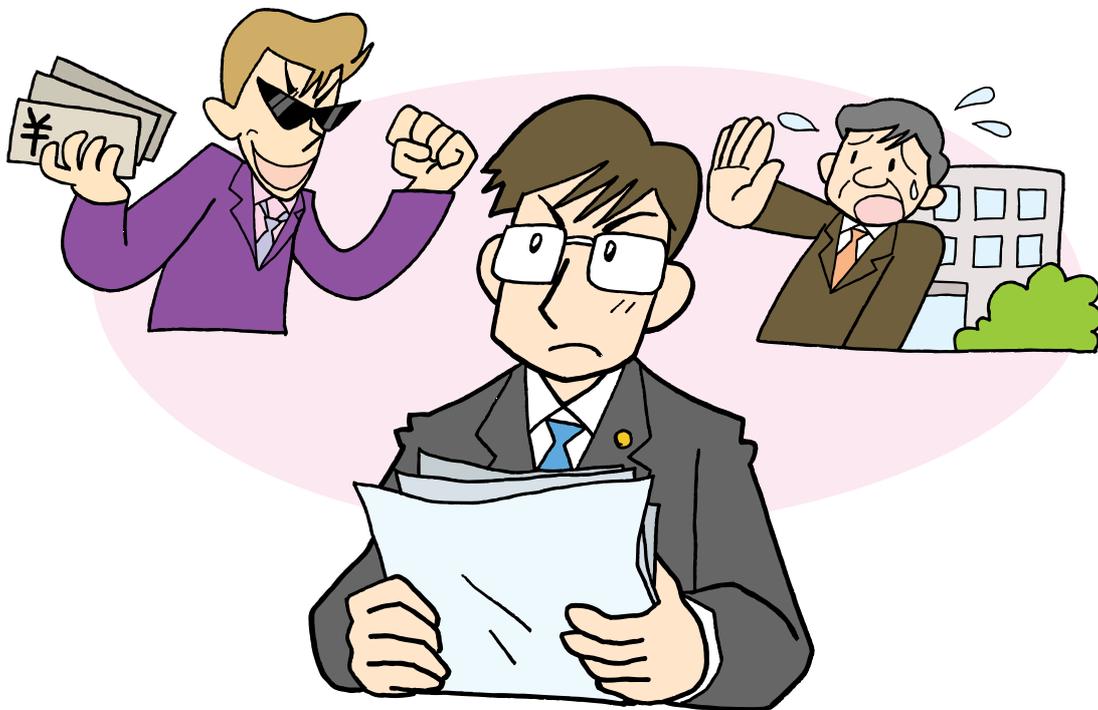
接触に成功し、不当要求行為を行うに当たっては、大声でまくしたてる、机をたたくといった直接的な恫喝は、脅迫罪や恐喝罪として検挙されるおそれがあることから、必要最小限度に抑えることが通常であり、むしろ、暴力団であることを口頭で告げる、詰めた指を見せる、組織名の入った名刺を見せるなどの方法で示すとともに、「このままだと大変なことになる。よく考えたほうがいい」などと告げ、国民が潜在的に暴力団に抱いている恐怖感を利用しようとする。その上で、相手の失言や言葉尻をとらえて「俺の顔を潰した」などと因縁を付け、それを奇貨として「土下座して謝れ」、「念書を書け」、「社長を呼べ」などと無理難題を言って相手を困惑させ、かつ、「若い者を連れて騒ぐぞ」、「街宣車をまわすぞ」などと告げて恐怖感を増幅させることで、自らのペースに巻き込もうとする。さらに、不当要求行為を二度、三度と執拗に繰り返す、職場に長時間居座る、早朝や深夜に自宅へ電話をかけるなどの方法により、相手を正常な判断ができないように精神的に追い詰め、その苦しい状態から逃れたいという心理状態に陥らせて要求に従わせようとする。それでも要求に従わない相手であれば、仕事の忙しい時間をねらって訪問する、近所の住人や職場の同僚に接触する、夜間に自宅前で大声で騒ぐなど、より直接的な嫌がらせにエスカレートさせるほか、その交渉の過程において、複数人で脅し役となだめ役の役割分担を行うといった手法も活用し、要求に応じるように仕向けていく。

不当要求行為の対象となった者は、過去に不当要求を受けた体験を持たないことが普通であるため、冷静に判断する余裕がないまま、「要求に応じたくない」という思いと「ひどい仕返しを受けるのではないか」という思いの狭間で苦悩し、想像できないほどの不安と恐怖で日常生活や仕事に支障を来すことが通常である。また、そうした精神的苦痛に耐えかねて要求の一部なりとも応じた場合には、暴力団に更につけ込む余地があると判断され、何度となく金銭を要求されて、徹底的に財産を収奪されることもあり得る。

こうした不当要求行為を受けた場合には直ちに警察に相談すべきであり、不当要求行為が行われた後に警察への連絡を行って検挙や暴力団対策法に基づく中止命令の発出が行われた場合でも、被害の届出を行った者に対するいわゆるお礼参りは、暴力団にとって検挙される危険性の高い無意味な行為となることから、何も行われないことが通常である。しかし、過去において、警察や弁護士への連絡が遅れたために、離婚や夜逃げを余儀なくされたり、会社を乗っ取られたり、老後の生活資金をすべて奪われたりするといった悲惨な結末を迎えた事例は数多いとみられる。

～平成19年版警察白書、特集「暴力団の資金獲得活動との対決」より～

2 岐阜県弁護士会民暴委員会



①こんなところにもえせ同和行為が

平成13年にある企業により、被害者1万7,000人、被害総額1,100億円の巨額詐欺事件が起きました（元社長刑事事件有罪確定）。この関連訴訟として、この企業の業務に関連した行政への登録更新時（平成9年）において、その業務を扱う行政機関に対し、企業の破綻の危険が切迫していることを認識しながら、漫然と同社の登録更新を許した監督権限不行使を認め、一部被害者らに対する行政賠償責任を認めた判決が、地裁、高裁判決を経て平成20年10月確定しました。

大型詐欺商法における被害者に対し行政の賠償を認めた判決ということで、被害者救済に道を開くとして注目された判決である一方、この事件の背景事情として行政対象暴力としてのえせ同和行為が争点とされており、その点においても画期的判決なのです。登録更新の2年前（平成7年）に行政機関が同社に対し業務改善命令を出したところ、同社社長が同命令書の受け取りを拒否し、その際「同和団体」名を記載した名刺を差し出し、団体を使って行動する、組織を挙げて戦う、幹部に会わせろなど申しつけ、それに気おくれた行政機関が業務改善命令の執行を棚上げして事実上撤回してしまったのではないかと、その後も更新まで圧力を受け続けていたのではと事実関係が争われ、判決は圧力の事実関係を認定しています。

本件は、民事裁判までして且つ刑事事件の訴訟記録があって初めてあぶりだされたともいえます。なかなかえせ同和行為の被害は表に出てきませんが、被害の裾野は、統計資料よりもはるかに広いことが十分推測されます。

② また、えせ同和行為をした団体の住所、代表者などを追っていくと、えせ右翼行為をした団体の住所と一致することも決して稀有ではありませんし、最近では、民間非営利団体(NPO)の看板を利用する場合があります。

③ このようなえせ同和行為への対応の心得は、本パンフレットの5頁から14頁に具体的にまとめてありますので詳細は繰り返しません。要は、心構えとして他の顧客や他の住民と同様に接し特別扱いをしないことに尽きます。相手方が同和問題に絡めて指弾してくることはひとまず横において、相手方の要求内容を明確に把握し、その要求が不当であれば応じられないという風に単純に考えてください。

その上で、他の不当要求の場合と同様、不当要求であることの証拠化のため、相手方の氏名、所属団体等の確認、対応内容の詳細記録化を徹底してください。記録化の手段として、録音・録画がありますが、相手方の同意を得ることはそれほど気にしなくて結構です。証拠化という意味では隠し録音・録画でも有効ですし、また、その場での相手の恫喝を止めたい場合は、むしろ積極的に上司に対する正確な報告のためですと相手方に録音・録画を告知し、相手方の同意があろうとなかろうと見えるところに出して録音・録画します。少なくとも相手方の恫喝はなくなり、動揺することなく対応ができます。

④ それでも、相手方からの執拗な不当要求が続くようであれば、また、相手方の勢いに気圧されて何か一筆書いてしまった場合、直ちに、県警、暴力追放推進センター、弁護士会の民暴介入暴力被害者救済センター(民暴委員会)宛にご相談ください。そのままにしていると取り返しがつきませんし、何らか応じたこと自体を新たなネタにして不当要求が続きますが、直後に対応すれば十分リカバリーできます。

⑤ 最後に予防策ですが、4頁でも紹介してある、平成19年の政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が示され、各業界の取組みが始まっている現在、就業規則、契約約款に反社会的勢力排除条項を導入する絶好の機会です。横並びでの導入ですので、反社会的勢力のターゲットになりませんし、これらの条項を理由に不当要求を断ることができ、現場対応が確実に楽になります。



えせ同和行為の実態

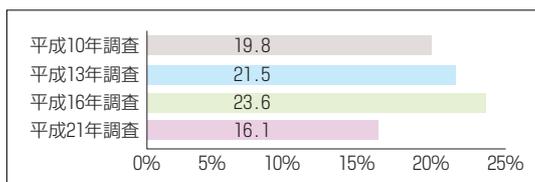
要求の実態を知ることが、えせ同和行為への対策の参考となります。

法務省が、平成21年1月に全国6,000事業所を対象に行った第9回目のアンケート調査結果を紹介します（回答率50.0%）。

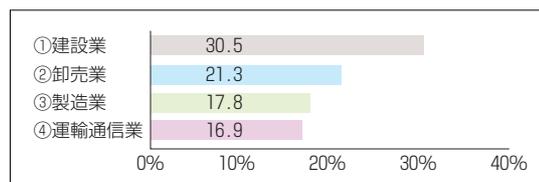
①被害の状況

- ・「違法・不当な要求を受けたことがある」と回答した事業所は、全体の16.1%。
- ・地域別（法務局の管轄区域）の被害率では、名古屋ブロックが20.2%となっており、福岡ブロックの20.7%に次いで2番目に高い。

（被害率）



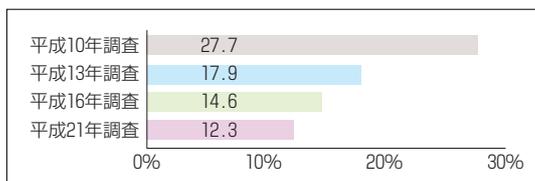
（業種別被害率）



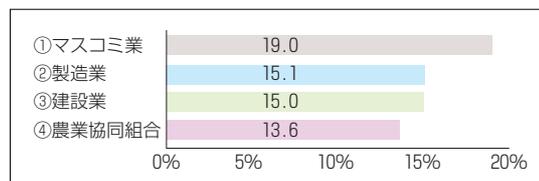
②対応の状況

- ・要求を拒否した事業所は77.6%、要求に「全部または一部」応じた事業所は12.3%。
- ・従業員規模別の応諾率では、50人未満が15.6%、50～100人未満の事業所で14.0%となっており、従業員規模が小さい事業所で応諾率が高い。

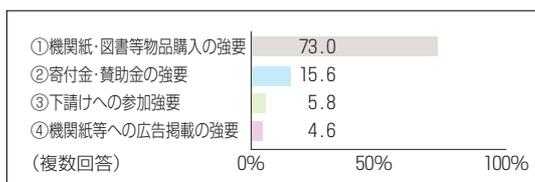
（応諾率）



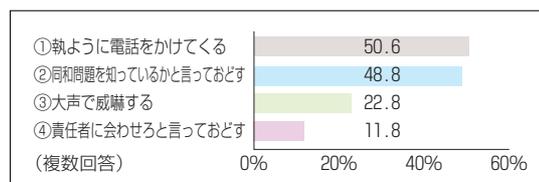
（業種別応諾率）



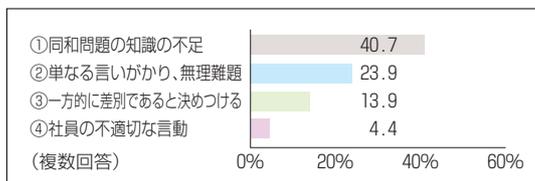
③要求の種類



④要求の口実

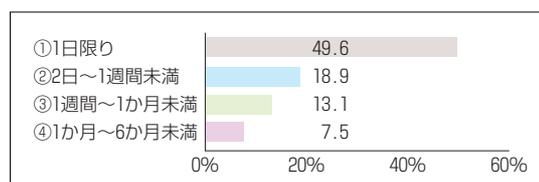


⑤要求の手口



⑥要求期間

- ・要求を受けた期間は、1日限りが49.6%と最も割合が高く、要求の期間は比較的短期間であることがうかがえる。一方、1か月以上の長期にわたり要求を受けている割合も約1割みられる。

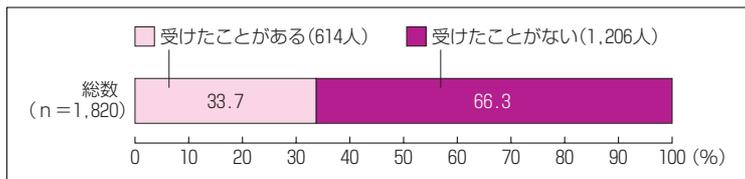


<参考>

平成19年版警察白書の「暴力団の資金獲得活動」の特集において紹介されている建設業者に対するアンケート結果（抜粋）を紹介します。

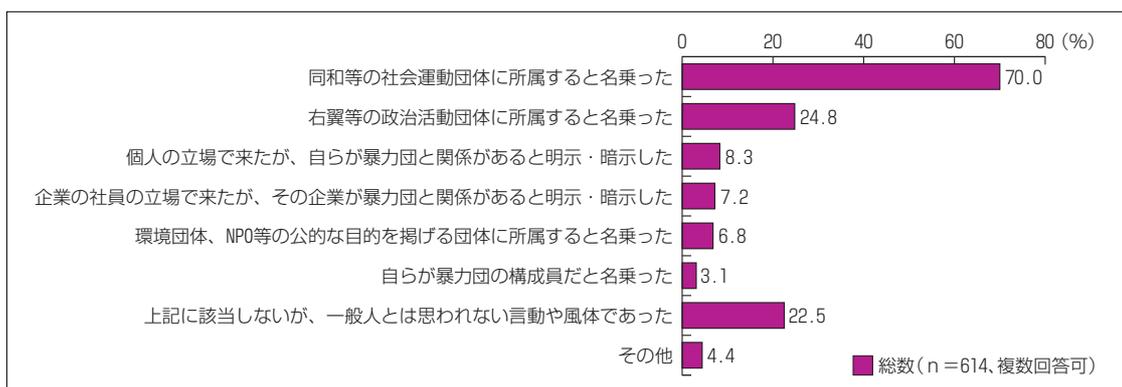
※警察庁が、平成19年2月、暴力団対策法に定める不当要求防止責任者を選任した建設業者3,000社に対し、建設業における暴力団等の資金獲得活動の実態に関するアンケート調査をしたもの（回収率60.2%）。

①勤務先が不当要求行為を受けたとする回答数



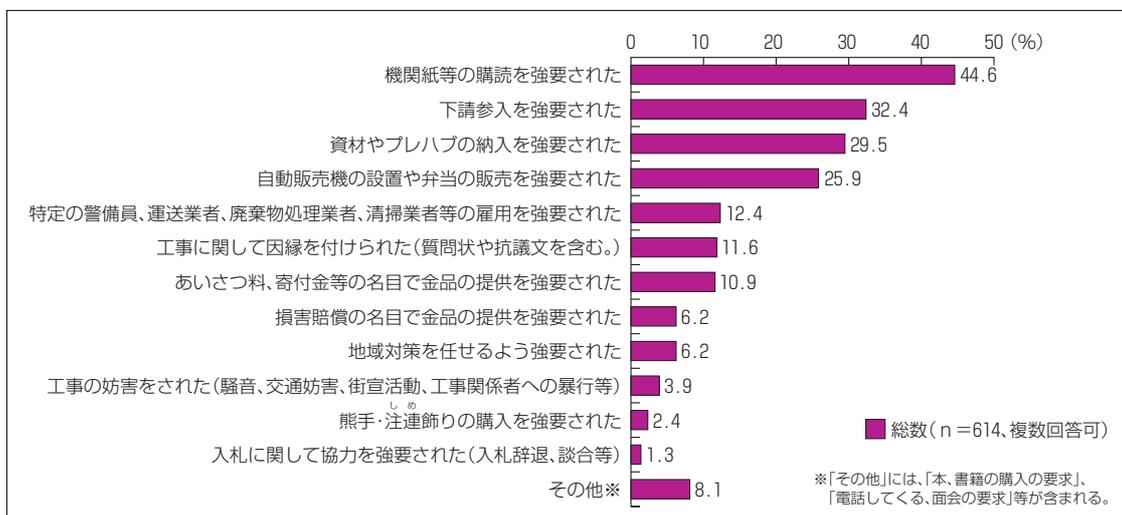
②不当要求行為を行った者の自称の内容

「同和等の社会運動団体に所属すると名乗った」が70.0%と同和等の社会運動団体に所属すると名乗る例が多い。



③不当要求行為の内容

「機関紙等の購読を強要された」が44.6%、「下請参入を強要された」が32.4%など民事取引を仮装して金銭を要求するものが多い。



対応事例集



1 図書などの購入の強要に対して

①同和を名乗る者から、図書、機関紙、あるいは物品等の購入の申入れを受けたがどうすればよいか。

購入するかしないかは、あなたの自由です。購入意思がなければ、まず、あなたの方ではっきり「購入する意思はない」と断ってください。「予算がない」等の断り方は望ましくありません。個人での購入を強要されることもあります。

「結構です」「いいです」というような受諾・拒否どちらともとれるような対応は、相手に都合良く取られかねません。「購入しません」と、はっきりと拒否しましょう。

また、断る理由を言う必要はありません。理由を聞かれても「いりません」と対応しましょう。理由を言うと、その理由自体が議論やトラブルの対象となり、相手につけ込まれる隙を与えかねません。

根負けして購入してしまい、後日、別の図書の購入の強要があったとの報告もあります。

※ 最近は、「同和」ではなく「人権や他の人権問題」を名乗ることもあります。

②断っても電話で執拗に購入について要求してきたときは、どうすればよいか。

「購入する意思はない」とはっきり断っているわけですから、無視してもかまいません（売買契約の締結を断っている者に対し、再度の勧誘は禁止されています（「特定商取引に関する法律」第17条））。

しかし、あまりにも執拗に購入を迫られ限界と感じたら、「これ以上要求するのであれば、法務局や警察に相談する」旨回答してください。

③相手方が、「同和問題に関する図書を持っていない」「社員に対する同和教育がなっていない」等、「同和に対する差別である」と、「差別」を口実にして言いがかりをつけてきた場合はどうすればよいか。

相手方は、最初はソフトに「同和問題解決のため」この図書を購入してほしいと勧誘してくるが、こちらに購入の気持ちがないと分かると上記の発言がなされる場合が多数あります。この場合、公的機関である「法務局」に指導を受ける旨回答し、速やかに指導を受けてください。

④「同和関係図書を送るから見てくれ」と言ったので、はっきりと断ったが、それでも送ってきた。どう対応したらよいか。

①まずは「受取拒否」

A 配達員から直接配達された場合

受領を拒否できます。配達人に「受取拒否」の意思表示を行ってください。

なお、代金引換郵便（小包）や代金引換宅配便で送られてきた場合は、担当者の不在等で注文の事実が確認できなければ立て替え払いはせずに、一度配達人に持ち帰ってもらいましょう。

～社内での連携を～

図書が一方向的に送られてきた場合は、受取を拒否し配達人に持ち帰ってもらうことが一番の対処法です。社内等で十分な連絡を取り合う方法を考えておきましょう。

B 郵便受け等に投函された郵便物の場合

開封せずに、当方の宛名書き部分に、「受取拒否」と明記して自分の名前を記載、押印した「付せん」（様式の規定はありません）を添付して郵便局に持っていか、ポストに投函すれば、差出人に無料で返送されます。

②受け取ってしまったら

A まだ開封していない場合

開封せずに、「購入の意思はない」旨の文書（記載例1）を同封の上、発送したことが確認できる方法（「配達証明郵便」「簡易書留」「宅配便」など）で返送してください。その際、文書をコピーし、配達証明郵便などの受領証と一緒に必ず保管しましょう。

B 開封した場合

開封してしまえば、相手は「購入を承諾した」と主張するかもしれません。

しかし、購入を断っているのですから売買契約は成立していませんので、相手に引き取りを要求し返送しましょう。

なお、返送する際、「着払い」によることもできますが、新たなトラブルを避けるため、自費で返送した方がよいでしょう。

(記載例1)

通 知 書		
<p>○年○月○日貴社（殿）から当方宛に凶書の送付がありましたが、この件につきましては、先に貴社（殿）から購入依頼がなされた際にはっきりとお断りしたとおり、当方においては、これを購入する意思はありませんので返送します。</p> <p>また、今後も購入する意思はありませんので送付しないでください。</p>		
		○年○月○日
	住所 氏名	印
住所	様	

～処分も可能だが返送が無難～

電話などでの勧誘がなく、一方的に凶書が送られてきた場合、「特定商取引に関する法律」第59条により、14日間保管した後は自由に処分することができます（受け取った者が事業者である場合には適用されない場合があります）。

しかし、現実問題として、後日凶書の返還を巡ってトラブルが発生することもありますので、前述の手続きにより返送するのが無難です。

なお、保管期間中に使用してしまうと購入の承諾とみなされ、代金の支払義務が発生します。

また、返送しても相手が受取拒否した場合は、再度、内容証明郵便で、①再度引き取りに来る期日を定め、②当方は保管責任を負わない旨を通知してください。

(記載例2)

通 知 書		
<p>先に貴社（殿）から当方宛に凶書の送付があり、当方はこれを購入する意思がないことを理由に、○年○月○日現品を貴社（殿）に返送しましたところ、本日貴社（殿）の受領拒否により再度当方へ戻って参りました。</p> <p>しかしながら、当方においてはこれを購入する意思は全くありません。よって、下記のとおり通知します。</p>		
記		
<p>1 現品は、○年○月○日までに必ずお引き取り願います。</p> <p>2 現品について、当方は、保管責任を負いません。</p>		
<p>※以下（日付、差出人及び受取人の住所・氏名等）は記載例1に同じ</p>		

③事前に連絡もなく、突然送りつけられたら

対応は前述①、②と同様で、返送時の文例を次のようにします。

(記載例3)

通 知 書

○年○月○日貴社（殿）から当方宛に図書の送付がありましたが、当方はこれを注文した事実はなく、購入する意思もありませんので返送します。

また、今後も購入する意思はありませんので送付しないでください。

※以下（日付、差出人及び受取人の住所・氏名等）は記載例1に同じ



⑤購入要求の電話に断り切れずに、不本意ながら承諾してしまいました。送られた図書を返すことはできませんか。

「特定商取引に関する法律」によるクーリング・オフ制度を利用して契約の解除を行うことができます。次のように行いましょう。

①書面で契約の解除を通知する

電話勧誘では、一度約束した図書の購入を断るため、同封されてきた書面(契約書)を受け取った日を含めて8日以内に、書面により契約解除の通知をすることが必要です。

クーリング・オフは、内容証明郵便が最も確実ですが、少なくとも、ハガキを簡易書留で出すようにしましょう。その際、ハガキの両面をコピーし、簡易書留の受領証と一緒に必ず保管しましょう。

(記載例4)

クーリング・オフ通知書

契約年月日 ○○年○○月○○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社名 ○○株式会社 ○営業所 担当者○○氏

上記日付の契約は解除します。なお、支払済の○○円を返金し、商品を引き取ってください。

※以下（日付、差出人及び受取人の住所・氏名等）は記載例1に同じ

② 図書を返送する

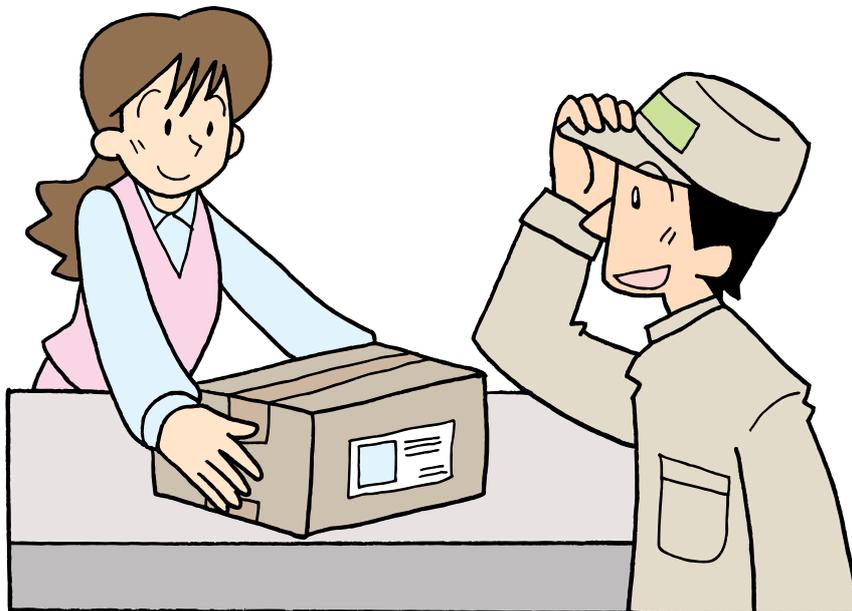
図書の返還を巡るトラブルを防止するため、クーリング・オフの通知後、図書は発送したことが確認できる方法（「配達証明郵便」「簡易書留」「宅配便」）で速やかに返送しましょう。その際、配達証明郵便などの受領証は必ず保管しましょう。

～クーリング・オフについて～

本来、訪問販売や電話勧誘販売を行う事業者は、「特定商取引に関する法律」により、申込みや契約の内容を記載した書面を消費者に交付しなければなりません。しかし、相手は「口約束でも契約だ」と主張して支払いを要求する場合があります。

クーリング・オフは、書面の交付を受けた日を含めて8日以内にする必要がありますが、書面が交付されていない場合には、いつでもクーリング・オフができます。

ただし、クーリング・オフは、申込みをした者が営業のために契約を締結するものなどには適用されない場合がありますので、詳しくは最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口にお問い合わせください。



2 下請けへの参加の強要に対して

①同和関係者と名乗る者から、同和問題解決のために下請けへの参加を強要されたが、どう対応すればよいか。

同和問題解決を名目とした下請けへの参加の強要も、えせ同和行為と考えられます。「要請を受ける」「受けない」についても自由意思ですが、寄付金（賛助金）の強要と同じく「一度応じると再三要求を受ける可能性がある」こと、「要請を受けることで相手のえせ同和行為に加担することになる」こと、を考えて慎重に対応してください。

②「発注者の県（市町村）の担当者には、話してある」と言っているが本当か。

工事を発注した行政機関や許認可権を有する行政機関の名前を持ちだして企業などに圧力をかけようとするもありますが、行政機関は、それぞれの立場で「えせ同和行為」の排除に取り組んでいるので、これらに加担することはありません。

3 寄付金・賛助金の強要に対して

同和関係者と名乗る者から、同和問題解決のために寄付金（賛助金）を要求されたが、どう対応したらよいか。

高額図書購入の強要だけではなく、同和問題解決を名目とした寄付金（賛助金）の強要も、えせ同和行為でよく使われる手口です。「寄付する」「しない」についても自由意思ですが、「一度応じると再三要求を受ける可能性がある」こと、「寄付することで相手のえせ同和行為に加担することになる」こと、を考えて慎重に対応してください。



4 研修会への参加の強要に対して

団体主催の研修会に参加するよう要求され、断ったところ、団体役員を社員研修に講師として招くよう強要されているが、どう対応したらよいか。

日ごろから同和問題を含む人権問題に対する理解を深めるため、積極的に社内研修を開催したり、社外の研修会等に参加することは大切ですが、特定の研修会への参加や「何人参加しろ」というような一方的な研修会への参加強要に対して従う義務はありません。また、講師の派遣を他から強要される義務もありません。

内容をよく検討の上、企業等で必要性を認めないのであれば断るべきです。

5 代理人と称して介入してきた

ある件で当方が加害者となってしまう、同和を名乗る者が被害者の代理人であるとして高額な要求をしてきたが、どう対応したらよいか。

第三者が代理人として対応してきた場合には、被害者からの委任状の提示を求めて代理権限の有無を確認しましょう。委任状の提示がない場合、適正な代理人と確認できないのですから、その者と交渉する必要はありません。交渉を断りましょう。仮に、同和を名乗る者が正式な代理人であっても、通常どおりの対応をしましょう。

また、交渉に臨む姿勢や要求金額等があまりにも不当であれば、交渉を継続しても正しい結論を見いだすことは困難ですから、できるだけ初期の段階で交渉は打ち切り弁護士に相談しましょう。

～非併行為の禁止～

弁護士法第72条によって、弁護士でない者が報酬を得て民事紛争に介入する行為（非併行為）は禁止されており、代理人が処罰されることとなります。



6 官公署の影響力が利用された場合の対応

「監督官公庁等に連絡をとる」と言われました。どう対応したらよいか。

えせ同和行為者が企業に対して不当な要求や不法な行為を行う場合は、その手口として、「その企業等の監督官公庁等に連絡をとる」などと、官公庁等の威力を利用しようとする 경우가多くあります。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じて、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでいます。その旨を法務局や県に相談しましょう。

7 その他の対応事例



①同和を名乗る者から、「金を出せ」と明らかには言わないが、「善処しろ」、「誠意を見せろ」と押しかけてくる（電話をしてくる）が、どのように対応したらよいか。

相手方が執拗に同じ言動をとる場合は「具体的にどういうことですか」、「どうしたらよいのですか」と相手方に反問し、「誠意」の意図を確かめてください。

意図不明で言いがかりと思われる場合には、「はっきりしなければ対応のしようがない」ときっぱり断ってください。

②〇月〇日××時ころ押しかけて来ると言ってきたが、どう対応すればよいか。

あなたに面会の意志がなければ、はっきりと断ってください。

断っても埒があかないときは、あらかじめ、最寄りの警察に相談して、その時刻に巡回してもらうか、あるいは緊急の場合の出動を依頼しておいてください。

なお、話し合いの際は、相手方に分かるように堂々と録音機を据えてテープに録音しておくことがベターです。録音するということのみでも「えせ同和行為」に対する威力は十分にあります。

また、必ずメモを取って保管しておいてください。

※ 相手の同意がなくても録音することは可能です（18頁参照）。

③社員の職務上のミス突かれて、不当な要求を受けています。こちらも落ち度があるので、なかなか断れません。

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続きによるべきです。

「言われる内容について調査します」と答え、ミスが事実である場合には、「その件については、法令等に基づき適正に対処させていただきます」と伝えましょう。

ミスを口実にする相手の違法・不当な要求は、「ご指摘の件と要求とは別の問題であり、要求には応じることはできません」と断固として拒否しましょう。

④長時間にわたる電話や執拗にかけてくる電話に苦慮しているが、どう対応したらよいか。

次のように話しましょう。

①長時間にわたる電話には

「〇〇時から会議がありますから…」

「〇〇時から人と会う約束になっていますから…」

②執拗な電話に対しては

「前回と同様のお話でしたら、切らせていただきます。」

「以前からお話は伺っておりますが、〇〇はできませんので電話を切らせていただきます。」

「結論は変わりません。職務に影響がありますので切らせていただきます。」

なお、執拗な電話に対しては、架電禁止の仮処分を裁判所に申立てすることができます。

⑤長時間居座り退席しません。交渉を打ち切るためには、どう切り出したらよいか。

最初に面談時間を約束させることがポイントです。

①切り出し方としては

「これ以上お話ししても同じです。」

「何と申されましても当方の考えは変わりません。」

②それでも帰らない場合は

「約束時間も過ぎておりますし、〇時から会議がありますので、これでお引き取り願います。」

「これ以上お話しされても同じです。お引き取りください。」

③居座り状態が続いた場合は

・施設の管理権等の権限に基づく退去の要求を行います。退去の要求は、時刻を記録し、3回程度繰り返します。

・それでも従わない場合は、「警察に連絡する」旨を告げ、警察に通報しましょう。

※ 行政機関の庁舎等における退去命令については、それぞれの管理者の定める規定等に基づき行います。



⑥大声で怒鳴り散らしています。どうしたらいいでしょうか。

①まずは注意を

「静かにお話ししてください。」

「これ以上大きな声を出しますと、退去していただくこととなりますので、静かにお話ししてください。」

②それでも止めなければ

「これ以上話し合うことはできません。どうぞお引き取りください。」

「大声を出すような方とはお話しすることはできません。」

③大声などが続いたら

・施設の管理権等の権限に基づく退去の要求を行います。退去の要求は、時刻を記録し、3回程度繰り返します。

・それでも従わない場合は、「警察に連絡する」旨を告げ、警察に通報しましょう。

※ 行政機関の庁舎等における退去命令については、それぞれの管理者の定める規定等に基づき行います。

なお、テーブルを叩いたり蹴ったりすることも状況に応じて犯罪行為になり得ますので、メモや録音など、証拠を確保しておくことも重要です。

⑦ 要求を断った場合、つきまとわれることはないでしょうか。

法務省が行った平成21年の調査によると、49.6%の要求が1日限りで終了しており、次いで1週間未満に終了したものが、18.9%となっています。しつこい要求に対応するのは大変なことでしょうが、毅然とした態度で断っていれば、長期化することはまれであることがわかります。

困ったときは、ここに相談を

1 法務局

岐阜地方法務局及びその支局では、えせ同和行為排除のための相談や人権侵害にかかわる相談を受けています。

また、岐阜地方法務局内に、岐阜地方法務局、岐阜県、岐阜県警察本部、岐阜県弁護士会等で構成する「岐阜県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のために、連携をとりながら活動しています。

	電話番号	所在地
岐阜地方法務局 人権擁護課	058-245-3181	〒500-8729 岐阜市金竜町5-13
岐阜地方法務局 八幡支局	0575-67-1411	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2
岐阜地方法務局 大垣支局	0584-78-3347	〒503-0888 大垣市丸の内1-19
岐阜地方法務局 美濃加茂支局	0574-25-2400	〒505-0027 美濃加茂市本郷町7-4-16
岐阜地方法務局 多治見支局	0572-22-1002	〒507-0041 多治見市太平町5-33
岐阜地方法務局 中津川支局	0573-66-1554	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3
岐阜地方法務局 高山支局	0577-32-0915	〒506-0009 高山市花岡町2-55-16

2 岐阜県

・岐阜県人権施策推進課

同和問題を含む様々な人権問題の解決を図るため、講演会や研修会の開催、啓発冊子の作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、えせ同和行為の排除に取り組み、相談を受けています。

	電話番号	所在地
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	058-272-8250	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

・岐阜県人権啓発センター

えせ同和行為に関する研修会をはじめ、同和問題を含む様々な人権問題に関する啓発資料の提供やビデオ等の貸出しを行っています。また、企業・団体等が社員や職員に対して人権に関する研修会等を実施する場合、講師（県の人権啓発指導員）を派遣する「人権啓発出前講座」を行っています。講師料、交通費、資料代は無料です。ぜひご利用ください。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県人権啓発センター	058-272-8252	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

・岐阜県県民生活相談センター

悪質商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルについて、解決のための助言、あっせんなどに対する相談を受け付けています。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県県民生活 相談センター	058-277-1001(代表) 058-277-1003 (消費生活相談専用ダイヤル)	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館1棟5階

3 警察・暴力追放推進センター

岐阜県警察本部及び(財)岐阜県暴力追放推進センターでは、暴力団対策とあわせ、えせ同和行為排除のための対策に積極的に取り組んでいます。不当な要求を受けたときなど、相談してください。

緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報してください。

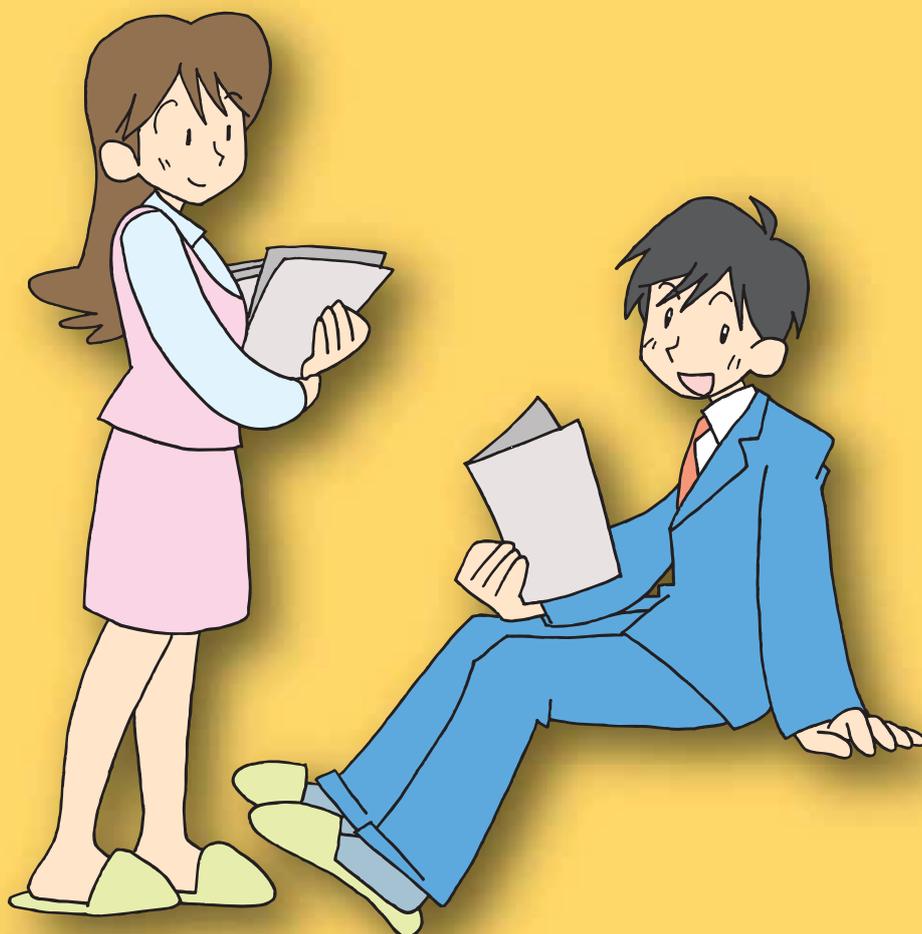
	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県警察本部 暴力110番	058-274-7444	〒500-8501 岐阜市藪田南2-1-1

	電 話 番 号	所 在 地
(財)岐阜県暴力追放 推進センター	058-277-1613 フリーダイヤル 0800-200-8930	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-1

4 弁護士会

民事介入暴力被害者救済センターを設置し、えせ同和行為に対する相談を受け付けています。

	電 話 番 号	所 在 地
岐阜県弁護士会	058-265-0020	〒500-8811 岐阜市端詰町22



岐阜県環境生活部人権施策推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

(電 話) 058-272-8250

(F A X) 058-278-2615

(E-mail) c11227@pref.gifu.lg.jp

(ホームページ) <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11227/gyoumu/index.htm>

平成21年6月発行 初版
平成22年6月発行 改訂版